

# 平成 31(2019)年第 2 回教育委員会定例会日程

日 時 平成 31(2019)年 2 月 26 日 (火) 午後 1 時 30 分  
場 所 北栄町中央公民館 大研修室

## 1 開 会

## 2 会議録署名委員の指名

## 3 行政報告

教育長、教育総務課長、生涯学習課長、図書館長、中央公民館長

## 4 議 案

議案第 1 号 平成 31 年度教育委員会関係予算に対する意見について

議案第 2 号 消費税率及び地方消費税率の改定等に伴う関係条例の整備に関する  
条例の議会提案に係る意見を求めることについて

議案第 3 号 北栄町立北条小学校スクールバス運行管理規則の一部を改正  
する規則の制定について

議案第 4 号 北栄町立大栄小学校スクールバス運行管理規則の一部を改正  
する規則の制定について

議案第 5 号 北栄町隣保館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 6 号 北栄町児童館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 7 号 北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第 8 号 北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について

## 5 協議事項

・北栄町立中学校の部活動方針の策定について . . . . . 資料 1

## 6 報 告

・平成 31 年度要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給にかかる

認定審査結果について . . . . . 当日配付

・校区外就学及び区域外就学の認定について . . . . . 当日配付

・平成 31 年度 北栄町立小・中学校転任新任教職員着任式について . . . 資料 2

・平成 30 年北栄町議会 3 月議会の日程について

3/5～3/20 3/8 総務教育常任委員会 3/12, 13 一般質問 3/20 採決

・平成 30 年北栄町議会 3 月議会一般質問について . . . . . 資料 3

## 7 その他

・次回教育委員会 第 1 回臨時会 3 月 日 ( ) 時 分から  
第 2 回臨時会 3 月 日 ( ) 時 分から  
第 3 回定例会 3 月 日 ( ) 時 分から

## 8 閉 会

## 2月行政報告

### ＝教育長＝

#### ◎業務内容

- 1月30日 東伯郡同和対策協議会「公正な雇用促進に向けた企業訪問」  
給食週間北条小学校給食交流会
- 2月 1日 第2回人事ヒアリング  
鳥取中央育英高「地域創造ハイスクールサミット2019 in 北栄」  
北条小校長評価育成面談  
大栄小校長評価育成面談
- 2月 3日 第13回公民館まつり「ほくえいふれあい芸能発表会」  
北栄町文化財保護委員会
- 2月 4日 北栄町議会臨時会  
北条中校長評価育成面談  
大栄中校長評価育成面談
- 2月 5日 県教委と鳥取県町村教育長会との意見交換会
- 2月 6日 更生保護女性会  
北栄町議会放課後児童クラブ視察
- 2月 7日 音田教育基金奨学生審査会  
大栄小学校人権学習会閉講式
- 2月 8日 北栄教育連絡会  
北栄町職員労働組合町長交渉
- 2月12日 北栄町議会行政報告会  
北栄町議会予算説明会  
大誠こども園臨時保護者会
- 2月13日 大栄中学校人権学習会閉講式
- 2月16日 北条こども園作品展  
大誠こども園作品展  
大谷こども園作品展  
北栄みらい伝承館ギャラリートーク
- 2月18日 中部版スクラム連絡協議会
- 2月19日 県教組要請行動
- 2月20日 放課後児童クラブ支援員任用面接  
倉吉地区青少年補導センター第2回評議委員会
- 2月22日 人権地区推進員研修会
- 2月23日 由良こども園作品展
- 2月24日 北栄町スポーツ表彰  
北栄町児童生徒表彰
- 2月25日 第3回人事ヒアリング  
シニアクラブ閉講式
- 2月26日 北栄町議会全員協議会

# 第11回 教育連絡会

平成31(2019)年2月8日

## ★私たちの中心にある一番の目的は

「子どもたちのために」

このことを忘れることなく、初心に戻って

## ★いじめ問題について

児童生徒の様子をしっかりと観察して、兆候を見逃すことなく適切な対応をお願いします。

生徒や保護者からの相談があった場合には、担任が抱え込むことなく、学校内部で情報を共有し、適切な対応をお願いします。

学校が行った「いじめに関するアンケート」に「父親からのいじめがある」と書いた小学4年女児が死亡した事件で、あろう事かアンケートのコピーを市教委が父親に渡していたことがわかりました。どのような経過でそのようなことをしたのかわかりませんが、児童相談所に保護されたことのある案件であり、慎重な対応が必要だったと思います。

昨年11月に仙台市で母親と8歳の女児が無理心中したとみられる事件がありました。女児は1年生のときからいじめを受けていて、両親がその事情を学校に伝えても対応がなされなかったと父親は訴えています。このようなことが二度と起きないように、このように思われないように、チーム学校で、教育委員会全体で丁寧な対応をしていきましょう。

## ★報連相＋確認

報 良い結果も悪い結果も事実をありのまま伝える。

連 すばやく正確に伝える。組織で情報を共有。

相 独断で判断せず、早めに上司に相談。相談する際は、問題点を整理して自分で代案を考えておく。

確認 結果の確認をしてください。

## ★登下校時の安全確保

1月21日(月)午後4時40分頃、神奈川県で小学1年男児が乗用車にはねられ、対向車線から来たトラックにひかれて死亡する痛ましい事故が発生しました。ニュースの写真を見るとすぐそばに歩道橋が写っていました。児童・生徒が悲しい事故に遭わないように、注意喚起、自転車運転ルールの徹底(ヘルメット着用、併走禁止)をお願いします。また、家庭、地域と連携した取り組みを強化してください。

通学路見守りボランティア、こどもかけこみ110番への協力依頼をお願いします。

## ○新年度に向けて

今年度の学校運営等を振り返って、新年度の構想を練っていただいているところだと思えますが、来年度に向けて教職員で指導の内容や宿題の量、ルールや支援の方法などベク

トルをそろえてください。来年度から県教委も学力向上総合対策推進事業として、「秋田型教育に学ぶ」として進めることとしています。地教委も秋田県に行って学んでいただく予算を計上しています。自分の授業の仕方や指導は曲げられないという教職員がいると思いますが、学校全体として、対児童生徒が戸惑うような独善的な教職員には基本的なことをそろえるよう指導してください。

### ○勤怠管理について

校務支援システムを導入して出退勤なども統一して入力管理していただいているところですが、一部ですが入力をしていない教員があるようです。必ず入力をするよう指導してください。

### ○手話教育について

鳥取県では全国に先駆けて手話言語条例を制定しています。地教委でも一昨年度、「人権を尊重するまちづくり推進計画」改訂して、これまで以上に、聴覚障害者の方が住みやすいまちづくりを目指すこととしています。このたび、日本財団が別紙のとおり手話教育教材を作成されましたので活用ください。

### ○評価・育成最終面談について

小中学校の校長面談を先日行いました。自己申告書の目標が達成されたか。どこが期待以上、以下の出来であったか。期待以下の場合は、面談をとおして振り返ったり指摘したりしているか。普段から課題がある場合はその都度指導しているかなど聞き取りをさせていただきました。

地公法の改正で評価が義務づけられましたが、現在の制度では育成が主目的ですのでしっかりと指摘をし、じっくりと納得が得られるまで面談をしてください。

甘い評価は管理職として好評価が得られるかも解りませんが、被評価者の育成にはマイナスです。気づかせスキルアップにつながる評価・面談をしてください。

こども園の園長面談は準備が出来た園長から順次行っていきます。

### ○臨時保育教諭採用面接を終えて

1月27日に面接試験を行いました。その中で、勤務して感じていることはという問いに対して、「保育教諭の不足」、「異年齢交流が不足している」、「介護休暇がほしい」などと言われていました。園内でしっかり議論して進めてください。施設整備については、不足しているもの、修繕が必要なものなどを把握して計画的に要求してください。

### ○台湾交流に協力いただき感謝します

先日、台湾大道中学校の生徒が本町に来て、北条中学校で、交流会をしていただきました。すばらしい交流会をしていただいたということで満足して帰られました。来年度からは毎年、相互交流することになりましたので、協力をお願いします。

## ＝教育総務課＝

### 1 不登校、問題行動等の状況

区分	不登校（30日以上）			1月の問題行動 （関係者数）	12月のいじめ （被害者数/加害者数）
	12月末	1月増	計		
北条小	4人	0	4人		
大栄小	2人	1	3人		
北条中	2人	0	2人		
大栄中	8人	0	8人	9人（友人宅への外泊）	3件 3/5

### 2 工事等の発注

入札日	工事名等	内容	指名業者数	（上段）入札回数 （下段）落札業者	（上段）予定価格 （下段）契約金額	期間等
1/28	北条小学校冷暖房設備設置工事 （電気設備工事）	冷暖房設置	7社	1回 （有）山崎商会	30,531,600 28,080,000	1/31 ～ 9/17
1/28	大栄小学校冷暖房設備設置工事 （電気設備工事）	冷暖房設置	7社	1回 （株）エナテクス	46,126,800 45,360,000	1/31 ～ 9/17
1/28	北条小学校冷暖房設備設置工事 （機械設備工事）	冷暖房設置	4社	1回 大和設備倉吉・晃進建設北条小学校冷暖房設備設置工事（機械設備工事）特定建設工事共同企業体	71,949,600 70,740,000	2/5 ～ 9/17
1/28	大栄小学校冷暖房設備設置工事 （機械設備工事）	冷暖房設置	4社	1回 中海工業・ヨシムラ大栄小学校冷暖房設備設置工事（機械設備工事）特定建設工事共同企業体	77,781,600 76,680,000	2/5 ～ 9/17
1/28	北条小学校及び大栄小学校冷暖房設備設置工事に伴う工事管理業務	冷暖房設置	5社	1回 （有）井出添建築設計事務所	11,574,360 10,994,400	1/31 ～ 9/17

## ＝生涯学習課＝

### 1 文化財防火デー消防訓練について

日にち 1月27日

場所 東高尾観音寺

概要 琴浦消防署、町消防団第4分団、東高尾自治会が連携し、訓練実施

### 2 公正な雇用促進に向けた企業訪問について

日にち 1月30日

訪問先 (株)サンセキ、ソレックス(有)

概要・東伯郡同和对策協議会実施の公正な雇用促進に向けた企業訪問  
・訪問者：梅田中部総合事務所県民局長、町長、教育長

### 3 大栄中学校人権学習発表会について

日にち 2月6日

場所 ほくほくプラザ

概要・4人の生徒が学んだ人権問題について発表  
・1年間の学習の振り返り、保護者、教職員等が参観

### 4 大栄小学校人権学習会閉講式について

日にち 2月7日

場所 ほくほくプラザ

概要・14人の児童が1年間学んだことを発表  
・がんばり賞の授与

### 5 大栄中学校人権学習会閉講式について

日にち 2月13日

場所 ほくほくプラザ

概要・4人の生徒が1年間学んだことを発表  
・精励賞の授与

### 6 北栄町の人物伝

豊田太蔵・収父子展～山陰初の私立中学「育英黌」を創った男たち～

期間 2月15日(金)～3月31日(日)

場所 北栄みらい伝承館(北条歴史民俗資料館)

概要・由良育英高等学校の創設者豊田太蔵・収氏の教育への情熱、実践を紹介

・協力：鳥取県立鳥取中央育英高等学校同窓会

・ギャラリートーク 講師：森本紀紘氏

日時：2月16日(土) 午後1時30分～

参観者 20人

・北栄図書館連携「郷土史講座」

講師：作家・松本薫氏

日時：3月16日(土) 午後1時30分～

場所：北栄町中央公民館講堂

### 7 第18回文化資源学フォーラム「コレクションを手放す～譲渡、売却、廃棄～」

日時 2月17日(日) 午後1時30分～午後5時

場所 東京大学本郷キャンパス法文2号館2階文学部1番大教室

概要 報告 成相 肇(東京ステーションギャラリー学芸員)  
杉本裕史

パネルディスカッション

- ・東京大学大学院文化資源学研究室修士1年の必修科目としてフォーラム開催
- ・現代社会における大きな課題である博物館等の収蔵問題をテーマとする

参加者 200名程度

## 8 北栄町バスケットボール大会

日 時 2月17日（日） 午前8時30分～

場 所 北条体育館・北条中学校体育館

参加数 29チーム（男25、女4）

結 果 男子 優勝 みどり南団地 2位 大谷B 3位 東新田場、青木・比山  
女子 優勝 東新田場 2位 北条島 3位 大谷、由良宿3区

## 9 平成30年度北栄町スポーツ表彰表彰式・日本海新聞ふるさと大賞2018表彰式

日 時 2月24日（日） 午前9時～

場 所 北条農村環境改善センター 大研修室

概 要 表彰者（別紙のとおり）

## 10 今後の予定について

### （1）国有形登録文化財 斎尾家住宅限定公開

日 時 3月17日（日） 午前10時～

概 要・建築士による解説

・定員20名

### （2）明治150年「台場・反射炉をもっと知ろう！！」

日にち 3月24日（日）

場 所 中央公民館大栄分館 講堂 他

概 要・台場・反射炉見学ツアー 9:30～12:00

・講演「近代化の先駆け～日本における反射炉建造の意義～」

講師 前佐賀市三重津世界遺産課 副課長 前田達男 氏

・図書館オープンギャラリーパネル展

期間 3月1日～31日

## 11 ほくほくプラザについて

### ①絵本の読み聞かせ会

日 時 2月10日（日） 午前10時～11時

概 要・人形劇「だいくとおにろく」

・絵本「かえるをのんだととさん」

参加者 20名（幼12小2大6）

### ②読み聞かせとおしゃべりサロン

日 時 2月15日（金） 午前9時～11時

概 要・読み聞かせをしたあと軽食を囲んで会話を楽しむ。

参加費 100円（軽食材料費）

参加者 8名

③料理教室「バレンタインチョコをつくろう」

日時 2月9日(土) 午後1時30分～午後3時30分

対象 誰でも参加可(幼児保護者同伴要)

概要 簡単なチョコを手作りする。

参加費 100円

参加者 32名(幼2、小26、大4)

今後の予定

①絵本の読み聞かせ会

日時 3月10日(日) 午前10時～11時

概要・人形劇「はるって、どんなもの？」

・絵本「もりのひなまつり」

②読み聞かせとおしゃべりサロン

ちえ遊びとおしゃべりサロン

日時 3月15日(金) 午前9時～11時

概要 ちえ遊び(マッチ棒クイズ)をしたあと軽食を囲んで会話を楽しむ。

参加費 100円(軽食材料費)

③児童向け行事

創作教室「レジンでキーホルダーをつくろう」

日時 2月23日(土) 午後1時30分～午後3時

対象 誰でも参加可(幼児保護者同伴要)

概要 レジンを使ってオリジナルのキーホルダーを作る。

参加費 100円

「ほくほく食堂」

日時 3月25日(月) 午前9時30分～午後4時30分

対象 誰でも参加可(幼児保護者同伴要)

概要 みんなで食事・遊び・春休みの宿題をする。

参加費 子ども無料 大人200円

職場体験教室「科学捜査で容疑者を探しだせ！」

日時 4月5日(金) 午後1時30分～午後4時30分

対象 誰でも参加可(幼児保護者同伴要)

概要 警察署見学、パトカー見学、防犯DVD視聴など。

参加費 100円

★家庭教育12か条★

2月は

「子どもの遊びは自然の中で」



★家庭教育12か条★

3月は

「家庭学習でしっかり復習」





## ＝図書館＝

### 1 あたまイキイキ音読教室について

日 時 2月21日(木) 午前10時30分～

場 所 図書館 研修室

概 要 昔話や絵本、童話などを参加者全員で声に出して読む。手遊び、歌も盛り込む。

参加者 名

### 2 「本で楽しむ狂言の世界」展示について

期 間 2月1日(金)～

場 所 図書館 フロア

概 要 鳥取県文化振興財団主催の「狂言会 in 倉吉」開催にちなみ、狂言を中心とした古典芸能に関する図書を展示し、日本伝統芸能について知る機会とする。倉吉未来中心×北栄町図書館コラボ企画。

### 3 「本の特集」コーナーについて

期 間 2月1日(金)～2月28日(木)

(図書館1階フロア)

絵本作家どいかやの本、冬の絵本、節分の本、感染症予防の本、防災、いきいき音読、英語の本、ベストセラー25年、追悼特集－堺屋太一・橋本治、古典芸能

(北条分室)

家庭教育12か条(2月)「子どもの遊びは自然の中で」、節分の本、手作りスイーツ、直木賞候補者過去作品集、平成11年～平成20年ベストリーダー

### 4 今後の予定について

#### (1) 柳田邦男「絵本のすすめ講座」について

日 時 3月5日(火) 午後2時～

場 所 大栄農村環境改善センター 多目的ホール

概 要 北条中学校・大栄中学校1年生を対象に、「絵本は人生に三度」と提唱する柳田邦男氏より、絵本について学ぶ。

#### (2) 第4回郷土史入門講座について

日 時 3月16日(土) 午後1時30分～3時

場 所 北栄町中央公民館 講堂

講 師 松本 薫氏(作家)

概 要 「私立中学創設にかけた生涯－豊田太蔵とその時代」

#### (3) あたまイキイキ音読教室について

日 時 3月14日(木) 午前10時30分～

場 所 図書館 研修室

概 要 昔話や絵本、童話などを参加者全員で声に出して読む。手遊び、歌も盛り込む。

## 【特徴的な事項】

### 1 図書館の貸出状況等について 平成31年1月分の貸出等実績

		来館者数（人）	貸出冊数（冊）
1月分 (前年分)	図書館	3,265 (2,985)	5,141 (4,806)
	北条分室	1,184 (1,246)	2,163 (2,214)
4月からの累計	図書館	37,463 (36,800)	48,389 (50,593)
	北条分室	12,524 (13,324)	22,170 (22,717)

## =中央公民館=

### 1 中央公民館ロビー展について

日時 2月1日（金）～2月15日（金）

概要 学校給食展

日時 2月16日（土）～2月28日（木）

概要 マンガ・イラスト展

### 2 第13回公民館まつりについて

「作品展」

日時 1月26日（土）～2月3日（日） 午前9時～午後5時

場所 北条農村環境改善センター

来訪者 813名

「芸能発表会」

日時 2月3日（日） 午前9時30分～午後3時

場所 大栄農村環境改善センター

発表者 51演目

参加者 延べ800名

### 3 平成30年度シニアクラブについて

(1)2月総合学習

日時 2月4日（月） 午後2時～4時

場所 大栄分館 講堂

概要 介護予防講座「元気でいきいき生活術～生活の中でできる介護予防～」

講師 社会福祉協議会 看護師 小代 ひろえ さん

デイサービスだいえい 足立 絵理華 さん

参加者 32名

## (2) 2月コース別学習

日時 2月18日(月) 午後2時～4時

場所 中央公民館 講堂ほか

概要 パソコン・ニュースポーツ・歌唱・習字・絵手紙・フラダンス・  
食を考える・絵画の8コース

参加者 91名

## (3) 閉講式

日時 2月25日(月) 午後1時20分～午後3時30分

場所 大栄農村環境改善センター

概要 ○講演 「健康寿命を延ばそう」講師 河本医院 院長 河本知秀 さん  
○1年の活動を振り返って発表・皆勤賞表彰

参加者 名

## 4 青少年講座おもしろまなびタイムについて

「マジックコップで遊ぼう！」

日時 2月13日(水) 午後4時～5時15分

場所 中央公民館 講堂、

概要 紙コップとストローで水を流す実験

講師 地域ボランティア 岸田 泰彦 さん

参加者 22名

## 5 成人対象講座

「英会話を楽しもう！」

日時 第2回 1月31日(木)、第3回 2月14日(木) 午後7時～8時

概要 「カフェアメリカ」「バレンタイン・デー・パーティを楽しもう」

ゲームをしながら楽しく、英会話を通じてコミュニケーションのとり方を  
学んだ。

講師 オーウェン・ファイファー さん

参加者 12名

## 6 今後の予定について

・中央公民館ロビー展について

日時 3月1日(金)～3月15日(金)

概要 公民館講座作品展

日時 3月16日(土)～3月31日(日)

概要 シニアクラブ活動写真展

日 時 3月1日(金)～3月27日(水)

概 要 県立美術館パネル展示

## ＝中央公民館大栄分館＝

### 1 中央公民館大栄分館ロビー展について

(1) 日 時 2月1日(金)～15日(金)

概 要 書道愛好会作品展

(2) 日 時 2月16日(土)～28日(木)

概 要 老人クラブ作品展

### 2 子どもほくえい塾について

「バレンタインにつくろうチョコケーキ」

日 時 2月9日(土) 午後1時30分～午後3時30分

概 要 チョコレートのカップケーキを作った。

参加者 22名

「ひな飾りを作ろう」

日 時 2月17日(日) 午後1時30分～3時30分

概 要 壁にかける雛飾りを作った。

参加者 20名

### 3 小筆教室

日 時 2月5日(火) 19日(火) 午前9時30分～11時30分

概 要 毛筆で小さい字を書く。

講 師 道祖尾 良苑 さん

参加者 12名

### 4 男性料理教室

日 時 2月21日(木) 午前10時～午後1時

概 要 楽しく作って食べる。

講 師 吉岡 豊 さん

参加者 名

### 5 今後の予定について

- ・中央公民館大栄分館ロビー展について

日 時 3月1日(金)～15日(金)

概 要 子どもほくえい塾活動写真展

日 時 3月16日(土)～31日(土)

概 要 やきもの愛好会作品展

・子ども公民館まつり

日 時 3月3日(日) 午前9時～午後3時

場 所 中央公民館大栄分館・大栄体育館

概 要 ダンボールめいろ、お茶席、リユースバザー、餅つき大会、ものづくり体験コーナーなど

・子どもほくえい塾

「春のバス遠足」

日 時 3月28日(木) 午前8時30分出発 ～ 午後4時30分

場 所 鳥取砂丘こどもの国、鳥取博物館、あおや和紙工房で紙すき体験ほか

・小筆教室

日 時 3月5日(火) 19日(火) 午前9時30分～11時30分

概 要 毛筆で小さい字を書く。

講 師 道祖尾 良苑 さん

・男性料理教室

日 時 3月20日(水) 午前10時～午後1時

概 要 楽しく作って食べる。

講 師 吉岡 豊 さん

## 議案第 1 号

### 平成 31 年度教育委員会関係予算に対する意見について

平成 31 年度教育委員会関係予算を北栄町議会へ上程したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則（平成 17 年北栄町教育員会規則第 5 号）第 2 条の規定により委員会の意見を求める。

平成 31(2019)年 2 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり（別冊）

議案第 2 号

消費税率及び地方消費税率の改定等に伴う関係条例の整備に関する  
条例の議会提案に係る意見を求めることについて

消費税率及び地方消費税率の改定等に伴う関係条例の整備に関する条例を議  
会に提案したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により  
委員会の意見を求める。

平成 31 (2019) 年 2 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町条例第 号

消費税率及び地方消費税率の改定等に伴う関係条例の整備に関する条例

(北栄町行政財産使用料条例の一部改正)

第1条 北栄町行政財産使用料条例(平成17年北栄町条例第54号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前			
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)			
1 土地		1 土地			
略		略			
2 建物		2 建物			
種別	使用料	種別	使用料		
略	略	略	略		
小学校・ 中学校 体育館	全面	620円/時間	小学校・ 中学校 (午前・ 午後・ 夜間)	全面	3,150円
	半面	410円/時間		半面	1,570円
	1/6面	150円/時間	運動場	3,150円	
	運動場	310円/時間	武道館	柔道場 3,150円 剣道場 3,150円	
		照明料 100円/時間	プール (25m)	5,250円	
	武道館	柔道場 150円/時間 剣道場 150円/時間	プール (50m)	10,500円	
	プール (25m)	午前、午後、夜間ご とに5,500円	家庭科室・ 調理室	2,100円	
家庭科室・ 調理室	午前、午後、夜間ご とに2,200円	その他の 室	1,050円		
その他の 室	午前、午後、夜間ご とに1,100円	略	略		
備考		備考			
1～6 略		1～6 略			
7 <u>入場料を徴収する利用の場合、上記金額の2倍とする。</u>					



(北栄町中央公民館条例の一部改正)

第2条 北栄町中央公民館条例(平成17年北栄町条例第81号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第5条関係)				別表(第5条関係)			
区分	使用料 (午前・午後・夜間)	冷暖房使用料	備考	区分	使用料 (午前・午後・夜間)	冷暖房使用料	備考
講堂	2,610円	1,300円		講堂	2,500円	1,250円	
調理室	2,200円	1,100円		調理室	2,100円	1,050円	
その他の室	1,100円	550円		その他の室	1,050円	525円	

(北栄町北条民芸実習館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 北栄町北条民芸実習館の設置及び管理に関する条例(平成17年北栄町条例第83号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第1(第9条関係)				別表第1(第9条関係)			
区分	使用料 (午前・午後・夜間)	冷暖房使用料 (午前・午後・夜間)	備考	区分	使用料 (午前・午後・夜間)	冷暖房使用料 (午前・午後・夜間)	備考
木竹工芸兼陶芸室	一区分につき 2,200円	一区分につき 1,100円		木竹工芸兼陶芸室	一区分につき 2,100円	一区分につき 1,050円	
油絵画室	一区分につき 1,100円	一区分につき 550円		油絵画室	一区分につき 1,050円	一区分につき 525円	
水彩画室	一区分につき 1,100円	一区分につき 550円		水彩画室	一区分につき 1,050円	一区分につき 525円	
別表第2(第9条関係)				別表第2(第9条関係)			
区分	使用料	備考		区分	使用料	備考	
陶芸窯	2,200円	略		陶芸窯	2,100円	略	
	4,400円	略			4,200円	略	

(北栄町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 北栄町社会体育施設の設置及び管理に関する条例(平成17年北栄町条例第87号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1(第7条関係)			別表第1(第7条関係)		
名称	使用料	照明料	名称	使用料	照明料
北栄町北条体育館	1/6面 150円/時間 1/2面 410円/時間	—	北栄町北条体育館	1/6面 150円/時間 1/2面 400円/時間	—
北栄町大栄体育館	全面 620円/時間	—	北栄町大栄体育館	全面 600円/時間	—
北栄町大栄ふれあい会館	1/4面 150円/時間 1/2面 310円/時間 全面 520円/時間	—	北栄町大栄ふれあい会館	1/4面 150円/時間 1/2面 300円/時間 全面 500円/時間	—
北栄町大誠体育館	1/4面 150円/時間 1/2面 260円/時間 全面 410円/時間	—	北栄町大誠体育館	1/4面 150円/時間 1/2面 250円/時間 全面 400円/時間	—
北栄町勤労者体育センター	1/6面 150円/時間 1/2面 310円/時間 全面 520円/時間	—	北栄町勤労者体育センター	1/6面 150円/時間 1/2面 300円/時間 全面 500円/時間	—
略			略		
別表第2(第7条関係)			別表第2(第7条関係)		
名称	使用料	照明料	名称	使用料	照明料
北栄町北条野球場	1,040円/時間	5,230円/時間	北栄町北条野球場	1,000円/時間	5,000円/時間
北栄町大栄野球場	1,570円/時間	略	北栄町大栄野球場	1,500円/時間	略
北栄町北条運動場	310円/時間	略	北栄町北条運動場	300円/時間	略
北栄町大栄運動場	略	—	北栄町大栄運動場	略	—
略	略	略	略	略	略
(多目的ルーム)	260円/時間	—	(多目的ルーム)	250円/時間	—
略	略	略	略	略	略
略			略		

<p>※<u>入場料を徴収する利用の場合、上記金額の2倍とする。</u></p> <p>※<u>冷暖房を使用する場合、使用料の額に当該額の5割に相当する額(10円未満切捨て)を加算する。</u></p>	
---	--

(北栄町B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 北栄町B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例(平成17年北栄町条例第88号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																								
別表(第8条関係)	別表(第8条関係)																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">アリーナ</td> <td>全体利用 <u>830円/時間</u></td> </tr> <tr> <td>1/2利用 <u>410円/時間</u></td> </tr> <tr> <td>1/3以下利用 <u>310円/時間</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>多目的室</td> <td><u>260円/時間</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	使用料	アリーナ	全体利用 <u>830円/時間</u>	1/2利用 <u>410円/時間</u>	1/3以下利用 <u>310円/時間</u>	略	略	多目的室	<u>260円/時間</u>	略	略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">アリーナ</td> <td>全体利用 <u>800円/時間</u></td> </tr> <tr> <td>1/2利用 <u>400円/時間</u></td> </tr> <tr> <td>1/3以下利用 <u>300円/時間</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>多目的室</td> <td><u>200円/時間</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	使用料	アリーナ	全体利用 <u>800円/時間</u>	1/2利用 <u>400円/時間</u>	1/3以下利用 <u>300円/時間</u>	略	略	多目的室	<u>200円/時間</u>	略	略
名称	使用料																								
アリーナ	全体利用 <u>830円/時間</u>																								
	1/2利用 <u>410円/時間</u>																								
	1/3以下利用 <u>310円/時間</u>																								
略	略																								
多目的室	<u>260円/時間</u>																								
略	略																								
名称	使用料																								
アリーナ	全体利用 <u>800円/時間</u>																								
	1/2利用 <u>400円/時間</u>																								
	1/3以下利用 <u>300円/時間</u>																								
略	略																								
多目的室	<u>200円/時間</u>																								
略	略																								
<p>略</p> <p>* <u>入場料を徴収する利用の場合、上記金額の2倍とする。</u></p> <p>* <u>冷暖房を使用する場合、使用料の額に当該額の5割に相当する額(10円未満切捨て)を加算する。</u></p>	<p>略</p>																								

(北栄町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 北栄町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例(平成17年北栄町条例第90号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表(第8条関係)					別表(第8条関係)				
北栄町歴史民俗資料館使用料					北栄町歴史民俗資料館使用料				
	区分		使用料	備考		区分	使用料	備考	
北条 歴史 民俗 資料 館	通常 展示 入館	中学	無料		北条 歴史 民俗 資料 館	展示 室	小・中	町内10円	団体(20人 以上)の場 合は、使用 料の額の 2割に相 当する額 を減額す る。
		生以					町外20円		
		下							
		一般	無料				一般	町内30円	
								町外60円	
	特別 展示 入館	中学	町長が定	団体(20人 以上)の場 合は、使用 料の額の 2割に相 当する額 を減額す る。					
		生以	める額						
		下							
		一般							
	第1 展示 室使 用	1日	1日	2,200円		午前9時 から午後 5時まで			
につき			冷暖房使用 時3,300円						
半日		半日	1,100円	午前9時 から午後 1時まで 又は午後 1時から 午後5時 まで					
		につき	冷暖房使用 時1,650円						
略	略				略	略			

(北栄町隣保館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 北栄町隣保館の設置及び管理に関する条例(平成17年北栄町条例第103号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第12条関係)				別表(第12条関係)			
区分	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後5時～午後10時	区分	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後5時～午後10時
会議室	220円	220円	440円	会議室	210円	210円	420円
会議室以外の各室	略	略	330円	会議室以外の各室	略	略	320円
備考	申込み時間を超過して利用する場合の使用料は、超過時間1時間(30分以上は1時間とみなす。)につき110円を加算する。			備考	申込み時間を超過して利用する場合の使用料は、超過時間1時間(30分以上は1時間とみなす。)につき105円を加算する。		

第8条～第15条 略

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。  
(使用料及び利用料金に関する経過措置)
- この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

議案第3号

北栄町立北条小学校スクールバス運行管理規則の一部を改正する規則  
の制定について

北栄町立北条小学校スクールバス運行管理規則の一部を改正する規則を制定  
したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の  
承認を求める。

平成31(2019)年2月26日提出

北栄町教育委員会教育長 別本勝美

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会規則第 号

北栄町立北条小学校スクールバス運行管理規則の一部を改正する規則

北栄町立北条小学校スクールバス運行管理規則(平成26年北栄町教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用の特例)</p> <p>第6条 スクールバスの使用は、第1条に定める児童の通学の用のほか、<u>小学校行事、中学校行事、こども園行事、天災地変その他特別な事情が生じた場合は、教育委員会の許可を得て特別に使用することができる。</u></p>	<p>(使用の特例)</p> <p>第6条 スクールバスの使用は、第1条に定める児童の通学の用のほか、<u>小学校行事、天災地変その他特別な事情が生じた場合は、教育委員会の許可を得て特別に使用することができる。</u></p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 4 号

北栄町立大栄小学校スクールバス運行管理規則の一部を改正する規則  
の制定について

北栄町立大栄小学校スクールバス運行管理規則の一部を改正する規則を制定  
したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の  
承認を求める。

平成 31(2019)年 2 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 別 本 勝 美

記

別紙のとおり



北栄町教育委員会規則第 号

北栄町立大栄小学校スクールバス運行管理規則の一部を改正する規則

北栄町立大栄小学校スクールバス運行管理規則(平成17年北栄町教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用の特例) 第7条 スクールバスの使用は、第1条に定める児童の通学の用のほか、 小学校行事、<u>中学校行事、こども園行事</u>、<u>天災地変</u>その他特別な事情が生じた場合は、教育委員会の許可を得て特別に使用することができる。</p>	<p>(使用の特例) 第7条 スクールバスの使用は、第1条に定める児童の通学の用のほか、 小学校行事、天災地変その他特別な事情が生じた場合は、教育委員会の許可を得て特別に使用することができる。</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 5 号

北栄町隣保館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

北栄町隣保館管理運営規則の一部を改正する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

平成 31(2019)年 2 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 別 本 勝 美

記

別紙のとおり

北栄町規則第 条

北栄町隣保館管理運営規則の一部を改正する規則

北栄町隣保館管理運営規則(平成17年北栄町規則第75号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第2条 隣保館の開館時間は、<u>午前9時から午後5時15分までとする。ただし、町長が必要と認めたときは、これを変更することができる。</u></p> <p><u>2 隣保館の休館日は次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めたときは、これを変更することができる。</u></p> <p>(1) <u>日曜日及び月曜日</u></p> <p>(2) <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日</u></p> <p>(3) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</u></p>	<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第2条 隣保館の開館時間及び休館日は、<u>次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めたときは、これを変更することができる。</u></p> <p>(1) <u>開館時間 午前8時30分から午後5時までとする。</u></p> <p>(2) <u>休館日 火曜日、水曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日(以下「祝日」という。)並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで</u></p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第6号

北栄町児童館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

北栄町児童館管理運営規則の一部を改正する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成31(2019)年2月26日提出

北栄町教育委員会教育長 別本勝美

記

別紙のとおり

## 北栄町規則第 条

### 北栄町児童館管理運営規則の一部を改正する規則

北栄町児童館管理運営規則(平成17年北栄町規則第58号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第3条 児童館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 土曜日、日曜日及び北栄町立小学校及び中学校管理規則(平成17年北栄町教育委員会規則第8号)第7条第1項第3号から第7号に規定する休業日 午前9時から午後5時15分まで</p> <p>(2) それ以外の平日 午後1時から午後7時まで</p> <p>2 <u>児童館の休館日は次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>(1) <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日</u></p> <p>(2) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</u></p>	<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第3条 児童館の開館時間<u>及び休館日</u>は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) <u>開館時間</u> 土曜日、日曜日及び北栄町立小学校及び中学校管理規則(平成17年北栄町教育委員会規則第8号)第7条第1項第3号から第7号に規定する休業日 午前9時から午後5時15分まで</p> <p>それ以外の平日 午後1時から午後7時まで</p> <p>(2) <u>休館日</u> 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日(以下「祝日」という。) <u>並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで</u></p>

#### 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第7号

北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員の委嘱について

次の者を北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

平成31(2019)年2月26日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

北栄町社会教育委員兼北栄町公民館運営審議会委員

番号	氏名	所属等	構成等
6	土海 英二	自治会長会代表	社会教育関係者

任期 平成31(2019)年2月26日から平成32(2020)年3月31日まで

議案第 8 号

北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について

次の者を北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

平成 31 (2019) 年 2 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員

番号	氏 名	所 属 等
7	秋藤 敏夫	自治会長会代表

任 期 平成 31 (2019) 年 2 月 26 日から  
平成 32 (2020) 年 3 月 31 日まで

## 協議事項 北栄町立中学校の部活動方針（案）について

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）」及び「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針（平成30年12月鳥取県・鳥取県教育委員会）」並びに「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月文化庁）」及び「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針（案）（平成31年2月鳥取県・鳥取県教育委員会）」の内容を踏まえて、下記のとおり「北栄町立中学校の部活動方針」を策定する予定としています。

### 記

#### 1 北栄町立中学校の部活動方針(案)の概要

##### <適切な運営のための体制整備>

- 校長は、町方針に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、以降適宜見直し・更新をしていく。
- 部顧問は、年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- 校長は、活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する

##### <合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組>

- 校長及び部活動の指導者（部顧問、部活動指導員や外部指導者）は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 部活動の指導者は、各活動内容の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習方法の積極的な導入等により、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行う。

##### <適切な休養日等の設定>

###### ○休養日

- 学期中（長期休業中を除く。）は週当たり2日以上休養日を設けること（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（週末）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、部活動休養日を他の日に振り替えること。）。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。  
また、ある程度長期の休養期間を設けること。

###### ○活動時間

- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とすること。

※「活動時間」とは、スポーツ活動時間及び練習、実演、実験等の時間を意味しており、会場への移動、準備、片付け、ミーティング、試合間の休憩、見学等は含まない。



### ＜生徒のニーズを踏まえた環境の整備＞

- 校長は、部活動は「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであることに鑑み、部活動への加入は原則として、生徒が自由に選択できるようにする。
- 教育委員会及び校長は、生徒がスポーツ、芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々との協力、各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が協働・融合した形で地域における持続可能なスポーツ、芸術文化等に親しむ活動の環境整備を進める。

### ＜学校単位で参加する大会等の見直し＞

- 各学校の運動部・文化部が参加する大会数の上限は以下を目安とする。
- 各学校の運動部が参加する大会は、原則として学校体育団体の主催若しくは共催する大会とする。
- 各学校の文化部が参加する大会は、原則として中学校文化連盟の主催若しくは共催する大会とする。
- それ以外の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動の指導者の負担が過度とにならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。

## 2 これまでの策定状況及び今後の予定

平成30年3月	スポーツ庁が「運動部活動ガイドライン」を策定
平成30年12月	鳥取県・鳥取県教育委員会が「鳥取県運動部活動方針」を策定
平成30年12月	文化庁が「文化部活動ガイドライン」を策定
平成31年2月	鳥取県・鳥取県教育委員会が「鳥取県文化部活動方針（案）」を策定 「鳥取県文化部活動方針」を策定予定
平成31年2月	国・県方針を踏まえ、「北栄町立中学校の部活動方針（案）」を作成
平成31年2月	定例教育委員会で町方針（案）を協議 「北栄町立中学校の部活動方針」を策定・通知
平成31年3月	校長が「学校の部活動に係る活動方針」を策定
平成31年4月	「北栄町立中学校の部活動方針」等運用開始 各部顧問が年間及び月間活動計画等を作成 校長が「学校の部活動に係る活動方針」「年間計画表」を公表

# 北栄町立中学校の部活動方針(案)

平成31(2019)年2月  
北栄町教育委員会

## 目 次

- 1 基本方針
- 2 適切な運営のための体制整備
  - (1) 部活動の方針の策定等
  - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
- 4 適切な休養日等の設定
- 5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備
  - (1) 生徒のニーズを踏まえた運動部・文化部の設置
  - (2) 地域との連携等
- 6 学校単位で参加する大会等の見直し

### 【資 料】

- 別紙1：北栄町立〇〇中学校の部活動に係る活動方針（見本）
- 別紙2：年間活動計画表（見本）
- 別紙3：月間活動計画・実績表（見本）

# 1 基本方針

- 本方針は、生徒の視点に立った、北栄町立中学校の部活動改革に向けた具体の取組について示すものである。
- 本方針は、平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び平成30年12月に鳥取県・鳥取県教育委員会が策定した「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」並びに平成30年12月に文化庁が作成した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び平成31年0月に鳥取県・鳥取県教育委員会が策定した「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」（以下「国ガイドライン等」という。）に則り、義務教育である中学校段階の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野及び活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
  - ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツ並びに芸術文化をはじめ、生活文化、自然科学、社会科学及びボランティア等の活動（以下「芸術文化等の活動」という。）に親しむことで、生涯にわたって学び、心身の健康を保持増進し、豊かな生活を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
  - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
  - ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること
  - ・ 部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること
- 学校は、本方針及び国ガイドライン等に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、改革に取り組む。教育委員会は、学校が行う改革に必要な支援等に取り組み、その状況について、定期的にフォローアップを行う。

## 2 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針の策定等

- ア 校長は、本方針に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、以降適宜見直し・更新をしていく。
- イ 各部の責任者（以下「部顧問」という。）は、年間の活動計画（活動目標、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- ウ 校長は、上記アの活動方針及び上記イの活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- エ 教育委員会は、上記ア及びイに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の運動部及び文化部の設置に努める。
- イ 教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置するように努める。なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。
- ウ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 教育委員会は、部活動の指導者（部顧問、部活動指導員や外部指導員）を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上、効果的・効率的な指導の在り方並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

### 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 校長及び部活動の指導者は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 部活動の指導者は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。

ウ 部活動の指導者は、生徒の体力及び芸術文化等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ及び芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト※することなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、活動内容の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。 ※心身のエネルギーが尽き果てた状態。燃え尽きること。

エ 部活動の指導者は、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

## 4 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下のとおり設定し遵守する。

### ○ 休養日

- ・ 学期中（長期休業中は除く。以下同じ。）は、週当たり2日以上休養日（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。）。
- ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けること。

### ○ 活動時間

- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。（朝練習を行う場合の時間も含む。）

○ ただし、上記基準は休養日及び活動時間の遵守すべき基準等を定めたものであるため、管理職及び部顧問は生徒の体調管理を最優先に考え、場合によっては活動時間を短縮したり活動日を減らしたりするなど、必要な手立てを講じること。

イ 本方針での「活動時間」とは、スポーツ活動時間及び練習、実演、実験等の時間を意味しており、会場への移動、準備、片付け、ミーティング、試合間の休憩、見学等は含まない。

ウ 熱中症事故防止や安全の確保のため、「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（公益財団法人日本体育協会）平成25年4月改訂」で示されている「熱中症予防運動指針」を参考に、文化部も含め、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努めること。また、活動を実施する場合でも、短時間で効果的・効率的なものとし、気温や湿度のほか、生徒の体調を観察するなど、熱中症対策に万全を期すとともに、高湿度・急な温度上昇の際には速やかに活動を中止するなど、生徒の命や健康を守る対応をとること。

エ 校長は、2（1）アに掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国ガイドライン等を踏まえるとともに、本方針に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

## 5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

### （1）生徒のニーズを踏まえた運動部・文化部の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の部活動が、性別や障がいの有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部・文化部の設置を検討する。

イ 教育委員会及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技や分野の部を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

ウ 校長は、部活動が学校教育活動において教育的効果をもたらすものであることを踏まえつつ、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることに鑑み、部活動への加入は原則として、生徒が自由に選択できるようにする。

### （2）地域との連携等

ア 教育委員会及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒がスポーツ、芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々との協力、体育館や公民館、図書館、博物館・美術館などの社会教育施設等の活用、地域のスポーツ団体や芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ、芸術文化等に親しむ活動の環境整備を進める。

イ 教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育及びスポーツ、芸術文化等の活動に親しむ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## 6 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 教育委員会は、各部が参加する大会・試合や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される大会等や地域の行事等に参加することが、生徒や部活動の指導者の過度な負担とならないよう、大会等や地域の行事等の統廃合や簡素化等を主催者に要請する。
- イ 校長は、教育委員会が定める目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事等を精査する。
- ウ 各学校の運動部・文化部が参加する大会数の上限は、以下を目安とする。
- 運動部が参加する大会は、原則として学校体育団体の主催若しくは共催する大会とする。
  - 文化部が参加する大会は、原則として中学校文化連盟の主催若しくは共催する大会とする。
  - それ以外の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。



## 北栄町立〇〇中学校の部活動に係る活動方針(見本)

### 1 部活動の目標

《各校で設定してください》

### 2 部活動の運営体制について

- (1) 「北栄町立中学校の部活動方針」を遵守します。
- (2) 各顧問が各部活動の活動計画表を作成し、生徒が見通しをもって主体的に活動できるようにします。
- (3) 生徒が、スポーツ・芸術文化等の活動に親しむことで、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるように、適切な指導を行います。
- (4) 生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。

### 3 休養日

- (1) 学期中・長期休業中とも、週当たり2日以上 of 休養日を設定します。
- (2) 原則、水曜日・日曜日は、休養日とします。
- (3) 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えます。
- (4) 中間テスト前〇日間、期末テスト前〇日間は、部活動を停止します。(土日祝含)
- (5) 長期休業中には、ある程度長期の休養期間を設定します。

### 4 1日の活動時間

- (1) 学期中の平日は、長くとも2時間程度とします。
  - (2) 学校の休業日(学期中の週末を含む)は、長くとも3時間程度とします。
  - (3) 活動時間はできるだけ短時間とし、合理的・効率的・効果的な活動を行います。
- ※「活動時間」とは、スポーツ活動時間及び練習、実演、実験等の時間を意味しており、会場への移動、準備、片付け、ミーティング、試合間の休憩、見学等は含まない。

### 5 部活動の実施環境の整備

- (1) 部活動への加入は、原則として、生徒が自由に選択できるようにします。
- (2) 地域団体・保護者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・芸術文化等の活動に親しむ環境整備を進めます。

### 6 学校単位で参加する大会・コンクール等

- (1) 運動部は、原則として学校体育団体の主催若しくは共催する大会等とします。
- (2) 文化部は、原則として中学校文化連盟の主催若しくは共催する大会等とします。
- (3) それ以外の大会等については、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、校長が許可した場合のみ認めます。

## 北栄町立〇〇中学校(〇〇部)年間活動計画(見本)

<b>部員数</b>	1年：2名、2年：3名、3年：5名		合計10名
<b>顧問氏名</b>	第1：〇〇〇〇	第2：□□□□	第3：△△△△ (部活動指導員)
<b>活動日</b>	月、火、木、金、土	<b>休養日</b>	水、日
<b>活動時間</b>	(平日) 月・火・木・金…2時間		(休日) 土…3時間 (9:00～12:00)
<b>活動場所</b>	第1体育館		

<b>活動目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ・人としてのマナーを大切にする。仲間と協力して取り組む。</li> <li>・3年間を通して、基本的な技術を身に付ける。</li> <li>・県総体3位入賞、中部新人戦優勝</li> </ul>
-------------	---

月	参加する大会等	その他(練習試合や参加する地域の行事等)
4月		
5月		県中部練習試合
6月	総体中部予選	
7月	県総体	
8月		県内練習試合(夏季休業中)
9月		
10月	中部新人戦	
11月		
12月		
1月		北栄町新春駅伝大会
2月	ながいもカッ	※ここには、例えば長期休養期間のことや最高学年の活動時期のことなど、部活動ごとに、生徒や保護者に知らせておいた方が望ましいと考えられる事項等を記載してください。
3月		

## 備考

- ・お盆(8/12～15)、年末年始(1/29～1/3)は長期休養期間
- ・
- ・

「計画表」提出の場合は「実績」を、  
「実績表」提出の場合は「計画」を削除して  
活用ください。なお、本表はあくまでも見本。

【北栄町立〇〇中学校 月間活動計画(実績)表】(見本)

★毎週水曜日・日曜日は  
「ノ一部活動デー」!

校長	教頭	第1顧問	第2顧問	部活動指導員

2019 年

4 月計画表

卓球

部

日	曜	実施時間 (準備・片づけを含む)	うち 活動時間	活動場所	主な活動内容	顧問等の指導時間		
						第1顧問	第2顧問	部活動指導員
1	月	16:30~18:15	1:30	体育館	基礎練習	1:00	0:00	0:00
2	火	16:30~18:15	1:30	体育館	基礎練習	2:00	2:00	0:00
3	水							
4	木	16:30~18:15	1:30	体育館				2:30
5	金	16:30~18:15	1:30	体育館				0:00
6	土	9:00~12:00	2:30	体育館				3:00
7	日							
8	月	16:30~18:15	1:30	体育館	基礎練習	2:00	0:00	0:00
9	火	16:30~18:15	1:30	体育館	基礎練習	2:00	2:00	0:00
10	水							
11	木	16:30~18:15	1:30	体育館		2:00	0:00	0:45
12	金	16:30~18:15	1:30	体育館		1:00	2:00	0:00
13	土	9:00~12:00	2:30	体育館	基礎練習	3:00	0:00	3:00
14	日	9:00~15:00	3:00	會吉市民体育館	県強化練習	6:00	0:00	4:00
15	月	振替休養日						
16	火	16:30~18:15	1:30	体育館	基礎練習	2:00	2:00	0:00
17	水							
18	木				基礎練習	2:00	0:00	2:00
19	金				基礎練習	1:00	1:30	0:00
20	土				基礎練習	0:00	1:00	3:00
21	日							
22	月	16:30~18:15	1:30	体育館	基礎練習	2:00	0:00	0:00
23	火	16:30~18:15	1:30	体育館	基礎練習	2:00	0:45	0:00
24	水							
25	木	16:30~18:15	1:30	体育館	基礎練習	1:00	0:00	2:00
26	金	16:30~18:15	1:30	体育館	基礎練習	1:00	2:00	0:00
27	土	9:00~12:00	2:30	体育館	基礎練習	2:00	0:00	2:15
28	日							
29	月	9:00~12:00	2:30	体育館		2:00	0:00	3:00
30	火	9:00~12:00	2:30	体育館		2:00	0:00	0:00
		活動時間 合計		40:30	指導回数 合計	40:00	18:15	25:30

指導時間実績を入力してください。  
※部活動指導員の報償費計算は、  
月間実績表をもとに行います。

設定している休養日に活動する場合や、  
基本の活動時間と異なる活動をする場合は、  
「活動内容」等を詳細に記入してください。

特別な理由で「ノ一部活動デー」に  
部活動を行った場合、振替をとること。

管理職は、部や顧問によって、  
指導時間数に大幅な違いが  
生じないようにチェックしましょう。

※活動時間とは、スポーツ活動時間及び練習、実演、実験等の時間を意味しており、会場への移動、準備、片付け等は含まない。  
※部活動指導員配置部の月間活動実績表は、翌月5日までに北栄町教育委員会教育総務課へ提出すること。

教育委員 様

ご臨席お願い申し上げます。

教育総務課学校教育室

**平成31年度 北栄町立小・中学校転任新任教職員着任式**

日 時 平成31年4月3日（水） 16:00～16:45

場 所 大栄農村環境改善センター2階 青年研修室

参加者 松本町長、飯田議長、教育委員、教育長、  
教育総務課長、生涯学習課長、  
教育委員会事務局 指導主事

- |     |  |
|-----|--|
| 式次第 | 1 開会   |
|     | 2 教育長訓示  |
|     | 3 宣誓書朗読<br>・代表（ ）  |
|     | 4 来賓あいさつ<br>・北栄町長<br>・北栄町議会議長  |
|     | 5 自己紹介<br>・北条小学校教職員<br>・大栄小学校教職員<br>・北条中学校教職員<br>・大栄中学校教職員<br>・北栄町教育委員<br>・北栄町教育委員会事務局職員 |
|     | 6 閉会   |